

堀 敏一著

『均田制の研究』

伊藤 宏 明
内藤 あ ゆ ち

(一)

「旧中国社会の発展の構造をどうとらえたらよいのだろうか。一口にいて私の関心はそういう点にある」という言葉で始まる本書は、ほぼ一九六〇年より積み重ねられてきた著者の均田制研究の結集である。その目次を示せば次の通りである。

第一篇 均田制の成立過程

第一章 均田思想と均田制度の源流

第二章 魏晉の占田・課田と給客制の意義

第三章 北魏における均田制の成立

第二篇 均田制の展開

第四章 均田法体系の変遷と実態

第五章 均田制下の収取体系

第六章 均田制時代およびその崩壊過程の租佃制

第三篇 中国古代の身分制と土地所有制

第七章 中国古代における良賤制の展開

第八章 中国古代の土地所有制

評 書

本書のはしがきによれば堀氏はその研究生生活の初期より中国史

の特殊性、具体的には唐以前の小農民の広汎な存在をいかに理解すべきかという点をその問題関心の中心に据えていた。世界史の基本法則という普遍性に重点を置き、唐宋変革を奴隸制から封建制への転換と理解した前田直典氏への疑問も、堀氏のこの問題関心より生まれたという。更にこの疑問こそ唐宋変革の前提となる秦漢より隋唐に及ぶ古代社会史研究に氏を赴かせたのである。このように中国史の特殊性と普遍性という問題と格闘し、両者の連関の中に中国社会発展の構造を探ろうとする氏の一つの解答が本書によって与えられている。以下しばらく氏の論旨を追ってみた。

(二)

第一章では、均田制の源流である井田制理念と、この理念を現実にして具体化した漢代の諸土地政策の検討が行なわれる。先ず戦国期から後漢代に至る井田制理念の時代的変遷が跡づけられる。そこで堀氏は井田制理念が、農民の共同体的体制を重視するものから公平な土地分配に重点を置くものへ変化したと指摘する。この井田制理念の変化の背景には、春秋期の氏族共同体解体によって生み出された小農民の広汎な存在、豪族勢力の発展による小農民の分解傾向があった。この現実に対応し、井田制理念を具体化した漢代の土地政策が次に述べられる。前漢末哀帝期の限田策は、諸侯以下庶民に至る大土地所有と奴婢所有の制限を意図したものである。次に公田策である。公田は元來君主の家産としての性格を持っていたが、前漢元帝期以降、局地的臨時的に行なわれた公田賦与を通して小農民の救済と育成を図る公的機能を持つよ

うになる。堀氏はこの公田策を國家の直接支配の下に小農民を繋ぎとめるものとして注目する。王莽の王田制は、田土・奴婢の売買禁止とともに、公田策を發展させた總ての無田者を対象とする恒常的な受田と、限田策をより徹底した大土地所有者ばかりでなく小農民をも対象とした限田をその二本柱とするものである。氏は特にこの受田と限田の二本立て、受田のみで還受の規定がないという王田制の特徴から、この制度が後の占田・課田制に繋がるとして注目する。氏はこの諸土地政策の背景に小農民の分解傾向を見るのであるが、注意すべきことは、小農民が豪族との間に小作關係を結び依存度を高めていったにも拘らず自立性を完全には失なわず、したがって豪族も國家と必ずしも対立する存在ではなかったと氏がとらえている点である。この点に關して、少なくとも王田制の時期までは自律的共同体的性格が宗族・郷党社会に存在していたとする氏の指摘が参照される。これらは氏の漢代社会に対する理解の一端を示すものと受けとられる。

第二章では、漢代の土地政策から均田制に至る専制國家の一連の土地政策の流れの中で、占田・課田制、給客制の意義が検討される。堀氏の占田・課田制理解の上で重要な点は、従来議論のわかれている占田と課田の組み合わせをいかに理解するかという問題であり、氏は占田の中に課田が組み込まれていたとする。すなわち占田制は、農民の所有地に一定の限度を設け、これを自作の小農民として國家が掌握することを意圖した限田策であり、課田制は、このようにして國家が掌握した土地の上に農耕を督促し田租収入を確保しようとしたものとされる。氏の占田・課田制研究の特色は、官人に対する給客制をも関連して考察していることで

ある。これは専制國家の支配を、土地とともに労働力に対する支配としてとらえる氏の基本的姿勢によるものであり、給客制は大土地所有下に流れ込みがちな労働力を、いかに國家が制限・掌握するかという視角から考察される。そこで氏は給客制について次のように述べる。魏晉期に發展した官人ないし官人の母体である豪族と人民との間の保護と支配の關係を一定限度内で容認し、一定数の客に限って課役を免除する一方、それ以上の客を國家が直接支配下におくことを意圖したものであると。以上のように占田・課田制、給客制の内容を理解した堀氏は、これらの制度の歴史的意義を次のように述べる。漢帝國崩壊後の魏晉期には個人身身的支配の危機、即ち豪族を中心とする一定の封建的諸關係の進展がみられた。この新しい状況がある程度是認しつつこれに対処し、伝統的な皇帝による人民と土地に対する直接支配の体制、個人身身的支配の体制を再建し維持しようとしたものであると。この点より占田・課田・給客制は、後の均田制の方向性を決定したと結論される。

第三章では、漢代より西晉に至る個人身身的支配を目指す諸政策の集大成というべき均田制の成立が検討される。先ず氏は北魏が征服王朝としていかにして強力な經濟的基礎を形成しえたかを、王朝による大土地の直接經營ともいふべき徙民政策・計口受田制を通して述べる。ただこの二つの政策は、均田・三長制という広汎な全人民を包括する支配を充分に説明しうるものではない。そこで氏は均田・三長制の成立を可能にした在地の豪族社会内部の状況―宗主制の矛盾―に目を向ける。氏は宗主制を漢代以来の豪

族社会の伝統的な構造、即ち豪族の焚契、地域防衛などの行為によって郷村秩序が維持され、豪族経営の前提である小農民の再生産が保障される体制ととらえる。このような豪族は、國家の小農民に対する個人身的支配を在地において支える存在である。しかし魏晉・五胡十六國期の動亂をへて宗主制の伝統的であり方と背馳する豪族による新しい支配Ⅱ収取關係が生じる。それは戦亂時の大量な流亡民の發生を契機として生み出される。この豪族の下で小農民は高率な徴収を受け、もはやその自立性を喪失する。

この新たなあり方をとる豪族は國家と対立する存在と化する。このように伝統的豪族体制がその中にそれと背馳する新しい支配Ⅱ収取關係を包括することは宗主制の矛盾である。この矛盾を孕み動搖する宗主制に対し打ち出された三長制は、小農民を國家が直接組織し郷村秩序を再建するもの、また三長制に支えられた均田制は、土地の還受を通して小農民を創設し、その再生産の保障を目指すものにとらえられる。以上のように、國家が伝統的豪族体制に代わって小農民の再生産を保障する共同体的機能を維持し、これによって個人身的支配を実現すると結論されている。

第四章では、均田法規の体系が、初期均田制から後期均田制への変化を軸に検討される。初期均田制に関し氏の所論で重要なのは、奴婢受田についての見解である。氏は奴婢受田が大土地所有を促進する要因となるとしながらも、奴婢受田には豪族支配下の奴婢労働力を國家が掌握し、土地の耕作を強制するという一面があったと指摘する。それはあらゆる労働力を荒廃した田土の再開闢に投入し、生産力を恢復しようとした初期均田制の目的にかなったものである。この奴婢受田を含めた墾田政策は、後期均田制

への展開の中で轉換される。即ち墾田の対象は未墾地に移り、その開拓は大土地所有者の独占の下に進行した。この開墾地の独占は相対的な田土不足をまねき、婦人・奴婢・部曲への給田廃止の原因となる。この状況に対応する國家の政策が未墾地における官人永業田の設置である。官人永業田は官品制に応じた土地所有の秩序、即ち品級構造を作り出し、國家はその品級構造を通して身分的支配を及ぼした。この官人的身分体系に即して國家が支配を及ぼすという論理は、第二章の給客制に対する見解に通じる。後期均田制に関し今一つ主要な見解が不課口への給田について述べられる。唐代に於ける社会的救済策である不課口への給田拡大が、個人身的支配の強化と表裏一体の關係にあったとする氏の見解は、國家が均田制によって小農民維持のための共同体的機能を果し、それによって個人身的支配を実現するとして前章での見解に即したものである。更に職田についてもその品級構造が述べられるが、ここではこの品級構造が実態としてその運営上、決して大土地所有を矛盾なく整合的に秩序立てうるものではなかったと指摘される。最後に、成立過程より大土地所有制をその矛盾として内包する均田制自体には、この矛盾を解決する能力が無く、次代への展開は均田制の内部からではなく、均田農民の没落によって生じる莊園内労働力の増加によってもたらされるとしている。

第五章では、均田制との関連の上で税役制度の内容が検討される。本章の骨子の一つは、租庸調と雑徭を基本とする収取体系が北朝から隋唐に至る過程でいかに整備されていったかを明らかにすることである。この点について氏は、北朝で受田に対応していたのは租調であり、北齊をへて隋に至り唐代の歳役、その代償で

ある庸に繋がる丁兵（力役）制が新たに附加されたと指摘する。この丁兵制が均田制に結びつく過程は、また丁兵制と府兵制が結びつく過程でもある。唐代の雑徭については、租庸調とは一線を画す臨時的な就役日数も不定な地方官府に対する徭役と理解されている。この租庸調・雑徭以外の色役などの徭役については、特にそれが唐代において均田農民の分解から生じた上層農民の課役忌避の手段として利用されたこと、この階層分化こそ均田制を破壊する次代への新たな動きに連なるものであることが指摘されている。本章の今一つの骨子は、この均田制崩壊への新たな動きが、既に均田制の收取体系が整備される中で不均等課税、即ち戸等制として現われていたこと、更にこの戸等制が次代の両税法に連なる地税・戸税に受け継がれていたことを明らかにすることである。氏は均田制下の戸等制が一般的には定額均等課税の原則の下で貧富の差を調節することを目的としていたとする。しかし一方で課税額自体、戸等に応じて定められ、定額均等の原則を破る傾向もあったことを重視する。ここで唐代の江南の状況を考察し、戸等発生要因として生産力の向上と階層分化の進展をあげている。最後に、戸等制を原則とする地税と戸税が次第に均田制下の租庸調制に優越していく過程が明らかにされている。

第六章では、前章で均田制を崩壊に導くと指摘された均田農民間の階層分化が、吐魯蕃の均田制下の小作制と、敦煌の均田制崩壊後の小作制との検討を通して具体的に述べられる。氏によれば、唐代均田制下の吐魯蕃に租佃制（佃人制）が普及した要因は、小農民所有の田土が零細かつ処々に分散していた点にあった。この小農民相互の間に結ばれた租佃契約には、個々の農民のおかれた

条件により貸主と借主との地位に高低の差を生じたが、それは地主と貧農との封建的な関係を示すものではない。したがって中央集権国家の個别人身的支配を妨げるものでもない。これに対し、唐末から五代・宋初に及ぶ敦煌の租佃制には、困窮し土地を手放し没落した小農民が地主に高額の租佃を支払い、その田土を租佃する新しい生産関係（佃戸制）の発展がうかがえる。この佃戸制形成過程の中に敦煌の寺領における一般良人の租佃も位置づけられる。この佃人制から佃戸制への生産関係の発展をもたらすのは、均田農民の没落であり、この没落を促す要因として小農民に対する強制的な徭役労働としての性格をもつ官田（職田）の佃人制があげられている。以上のように堀氏は中国における封建的關係、即ち地主―佃戸關係形成の道筋を、奴婢が上昇し自立的な経営を確立する道ではなく、均田農民間の階層分化と、そこから生じた新たな支配隷属の關係に求めるのである。

第七章では、均田制下の身分制の成立過程が良賤制を中心として、皇帝支配との関連の上で論じられる。最初に氏は、漢代に於いて既に奴婢・刑人らとそれにあらざる者とを区分する良賤觀念が生じていたとする。しかし漢代の基本的な身分觀念は、治者と被治者、即ち官庶の別である。良賤の区分も、庶民の中から官僚として不適格な下層庶民を除去することを目的とした良家と七科の謫との区分にうかがえるように、官庶の別を基本とする専制國家の身分体系を補完する必要から生み出された。ここでは賤なる語は必ずしも奴婢一般をさすものではない。また奴婢も漢代では物として觀念されていない。次に堀氏は、魏晉以降奴婢を賤とし、それに対する者を良とする觀念が確立したこと、その背景に良人

の没落、奴婢制の發展があつたことを指摘する。奴良制はこの状況に直面した国家が、奴婢と然らざる者との区分を明確にし、帝王の良民を確保するために生み出されたといふ氏はとらえるのである。唐代の上級賤人である部曲身分の成立事情についても、国家の専制支配という視角から説明がなされる。氏は初期均田制下の奴婢受田が、均田制の危機、大土地所有制の發展をひきおこしていたことを先ず指摘する。北朝の末期にしばしば発せられた奴婢解放令は、この均田制の危機に対応したものである。ただ国家は奴婢に対する旧主人の権利を完全に排して奴婢を良人として解放しることができなかった。ここに部曲という奴婢と良人との中間に位置する新たな身分が設定された。氏はこのように部曲身分を均田制という支配体系と不可分の関係にあつたものとしてとらえるのである。

第八章では、堀氏のいう「中国古代」の土地所有制が、均田制との関連の上で総合的に検討される。氏は均田制下の土地所有制を、土地に対する私人の占有者としての権利と、この私人の権利を確証・保証する国家の権利との関連構造として理解すべきであるとの前提の下に論を展開する。そしてこの田土に対する国家の権利の基盤が、漢代の公田の検討を通して述べられる。ここで注目すべき点は、氏が均田制の系譜を従来の研究の如く限田、または屯田制に求めるのではなく、公田制に求めている点である。公田は第一章でも触れられた如く、専制君主の私的な経済的基盤としての性格を持つ。しかしその淵源である共同体の公有地としての性格に規定され、公田貸与という形を通して小農民の再生産を維持する機能を併せ持つ。この点より氏は専制国家の今一つの

成立基盤、その公共的役割を指摘するのである。同様の指摘が山沢・荒地についてなされ、更に専制国家がこの公共的役割を維持し続ける要因として、中国では民衆の側に山沢を管理し自らの再生産を保障する古典古代的、またゲルマン的共同体が形成されなかつたこと、それは根本的には春秋以降の土地所有の不均等發展によるものであると指摘される。このように氏は、民の私田のみによつては完結しえない再生産を補完する公共的役割、共同体的機能を専制国家が持つが故に、小農民所有地に対する権利を具有するとし、均田制下の私田に対する国家の権利も、土地所有と生産に内在する国家の共同体的機能に淵源するととらえるのである。最後に、このような土地所有制の構造を持つ中国古代社会から、地主―佃戸制に基づく次代への展開が、山沢・荒地での私的大土地所有制の發展を契機とした国家の共同体的機能の低下、地主を中心とした同族村落の形成としてあらわれることが展望されている。

(三)

以上のように堀氏は、均田制を通してその制度的解釈にとどまらず、中国社会の構造をも意欲的に把握しようとする。何よりもこの点に我々は本書の重みを感じるのである。では今一度、氏の描き出した中国古代の国家と社会の構造を確認したい。先ず第一に、秦漢から隋唐に至る時代を専制君主による一元的な小農民支配の体制、個人身身的支配の体制ととらえる。ただ秦漢期によって国家が直接小農民の生産を規制する北朝・隋唐期の社会と一応区別

する。さらにこの専制支配を実現する基盤として國家の公共的役割、共同体的機能を指摘する。特に國家が豪族層を排除し、共同的機能を全面的に掌握する均田制下の時期は、個人身身的支配の完成期と見なされる。氏のこのような國家の共同体的機能を基軸とする構想に接する時、そこに一九六〇年代後半より復活したアジア的生産様式論争の影響を色濃く見出すであろう。そこで氏が直接問題にしたのは、中國史におけるアジア的形態というべき殷周の氏族共同体が崩壊した後、いかに秦漢から隋唐に至る古代専制國家が成立したかという点である。氏はこの点について、春秋以降の土地所有發展がきわめて不均等に行なわれたため、在地の共同体に自らの再生産を保障する機能がなく、國家が共同的機能を維持し続けたとするのである。この点、一般にアジア的生産様式の特徴が私的所有の未發達にあるとされるのに対して注目すべき論点である。中國古代にアジア的専制という概念を導入し、更にこの中國的古代社会から地主—佃戸制に基づく中國的封建社会への發展を展望する氏の見解の中に、冒頭で述べた中國史の特殊性と普遍性という課題に対する氏の解答を見ることが許されよう。

本書のこのような構想の中で重要な位置を占めるのは、均田制の成立によって國家がいかに共同的機能を全面的に把握したかを述べた第三章である。氏はこの章の旧稿（『均田制の成立』『東洋史研究』二四—一・二）での「豪族の地主的側面と共同体的側面の矛盾」を本書では「宗主制の矛盾」に置きかえている。しかし両者ともに、豪族体制の矛盾に対応して國家が共同的機能を掌握するとされ、基本的な論理は變化していない。そして氏のこ

の論理にいくつかの疑問を感じるのである。氏は、均田・三長制が克服すべき対象としたのは伝統的豪族体制に背馳するいわば非伝統的な豪族のあり方であり、伝統的豪族体制は均田制施行後も機能し続けたとする。そのため、伝統的・非伝統的な豪族のあり方両者を含めた豪族体制全般を國家が克服したとされる均田制下で、伝統的豪族体制は國家といかなる關係にあったのか、そしてこの伝統的豪族体制に基づく在地社会・共同体は、後期均田制への展開の中でいかに変容していったかという点が不明確のままに残されていると感じるのである。

伝統的豪族体制という概念は、漢代以来發展し続けた豪族とその大経営が、必ずしも個人身身的支配と矛盾しないことを論証するため一つの要点となっている。ところで堀氏が豪族の存在を個人身身的支配と矛盾しないとする今一つの要点は、豪族が官僚として皇帝の支配秩序下に統御されるという点である。これは第二章の給客制に対する氏の見解に明らかである。氏は、給客制を官人の大土地経営下に流れ込む小農民を規制するものであり、ひいては官人の母体である豪族のもつ客を國家の支配下におくことを可能にしたととらえる。しかし官品に応じた給客数の規定は、客が本来官僚生活を支えるものとして容認されていたことを示しているのではないか。したがって、この給客制が一般の百姓、豪族下の客をも制限する意図の下に設定されたのか、またそのような作用を有したのか疑問である。この疑問を換言するならば、官人制という政治的概念を、社会・經濟を規制する秩序としての概念に敷衍する論理への疑問となる。氏のこの論理は、後期均田制の品級構造に対する見解にもみえる。ここでは官人永業田・職田

の設定が、官人制を通して一般人民に及ぶ国家の身分的な支配秩序を実現するとされている。しかしその一方、上級の官人永業田を荘園成立の一つの根拠として、また職田を均田農民没落の一大要因としてあげ、品級構造を整合的な秩序ではないと指摘する。品級構造のいわばたてまえと現実とを乖離したまま並列的にとらえるこの見解に少なからずとまどいを覚えるとともに、そこには給客制について指摘したのと同じ官人制理解についての問題点があるのではないかと感じさせられる。

最後に、本書の基本的テーマである専制国家の共同体的機能について考えてみたい。堀氏は本書の全編を通して個別人身的支配がただ国家の意志として存在していたと述べるのではなく、支配と、支配の基盤である国家の共同体的機能を構造的に把握しようとする。我々はこれを重要な問題提起として受けとめたい。しかしその共同体的機能をまさに公的な機能として現実化ならしめたものは一体何なのであろうか。具体的に述べれば、第八章で指摘された漢代の山沢・公田の君主の家産としての私的な性格は、いかなる勢力によって小農民維持のための公的機能をもつものへと転換されたのであろうか。この点に関しては、この転換を推進し国家の性格を規定した政治的社会的勢力、例えば塩鉄論中の賢良・文学らの存在に注目すべきではなからうか。また均田制施行前の計口受田制・徙民政策は、歴史的位相を異にするが、専制国家

の直接的経済基盤を形成したという点で秦漢帝国成立期の公田に相当するであろう。この計口受田制・徙民政策から均田制というより公的な政策への転換は、どのような勢力によって実現されたのであろうか。更に附言するならば、職田の問題に顕在化する均田制末期における国家の公的機能喪失は、この公的な政策への転換を推進した勢力の変質、あるいは没落として考えられないであろうか。このような問いかけは、専制国家の構造を解明することを目的とした本書では終始無視されている。この点より氏の描き出した秦漢から隋唐に至る専制国家像、特に均田制崩壊期の国家像に不満を覚えるのである。

このように、それぞれ固有の歴史状況の中で専制支配のあり方を規定した諸勢力の性格を問うことが許されるならば、堀氏とは異なった秦漢から隋唐に至る歴史像が浮かび上がるかもしれない。

〔附記〕本書評は、昭和五〇年冬より五一年夏にかけて行なった中国中世史研究会での討論をもとに、伊藤・内藤の文責でまとめたものである。

(A5判) 四八五頁 一九七五年九月 東京 岩波書店 三、五〇〇円

いとうひろあき 名古屋大学大学院研究生
ないうらあゆみ 名古屋大学大学院博士課程